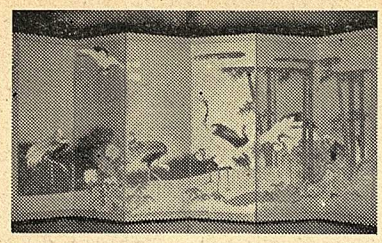

かなだ

第64号
金田町報
発行所　金田町中央公民館
編集兼発行人　原田豊茂
印刷所　九州機関紙印刷所

年頭のご挨拶

町長　吉田桃太郎

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆さん明けましておめでとうございます。

昭和四十二年の輝かしい新春を迎えて栄え行く、本町の発展をお祝いできますことは、私の心から喜びとするところであります。

昨年中は町民各位の絶大なるご協力とご努力によりまして、初期の目的を達成出来、よりよき町政の実を挙げ得ることができましたことを深く感謝申し上げる次第であります。

本年も上、下水道事業、道路の整備、土木事業、農業、商業の振興対策、産炭地振興、文化、教育問題等々、多くの諸問題が山積されておりますが、これ等に対処するため、なお一層の積極的な施策を打ち出しその振興策につきましては、今後一段と推進してまいりたいと考えております。

皆様方のより一層の御理解とご協力を切にお願い申し上げる次第であります。

年頭に当りまして、本町の発展と皆様方のご健康をお祈りして私のご挨拶と致します。

祝日には国旗を掲げましょう

中央公民館

国旗は国のしるしでありわが日本では明治三年一月二十七日太政官布告により「日の丸」をもって国旗と定められております。

「日の丸」の白地は汚れない清浄潔白の意味を表わし、赤地は熱心、誠実の意味を表わしたものであり、日本国の伝統と日本民族の理想をこめた私たちの象徴であります。

私たちは、昭和四十二年の年頭にあたり、もう一度国で定められた国民の祝日の意義を考え、祝日には全町全戸もれなく「日の丸」の国旗を揚げ国の発展と私たちの幸福を祝いましょう。

国民の祝日

一月一日　元日
年のはじめを祝う。

一月十五日　成人の日
おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

二月十一日　建国記念の日
国民が民族としての共同意識と日本人としての自覚をもちつつ、遠くわが国の成立をしのび、先人の文化遺産の恩恵を思い、国を愛し国の発展を願う心を養う。

三月二十一日　春分の日
自然をたたえ、生物をいつくしむ。

四月二十九日　天皇誕生日
天皇の誕生を祝う。

五月三日　憲法記念日
日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。

五月五日　こどもの日
こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

九月十五日　敬老の日
多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し長寿を祝う。

九月二十四日　秋分の日
祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。

十月十日　体育の日
スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。

十一月三日　文化の日
自由と平和を愛し、文化をすすめる。

十一月二十三日　勤労感謝の日
勤労をたっとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

成人式案内

新春の一月十五日、新らしく成人になった青年諸君の前途を祝福するために、中央公民館において昭和四十一年度成人式を挙行しますので、該当者は訪問着等華美な服装はさけて簡素な服装で、ぜひ出席されるよう御案内致します。

該当者
昭和二十一年四月二日より
昭和二十二年四月一日生まれまでの方

中央公民館

共同募金ありがとうございました

国民たすけあい運動の一環として昨年十月より十二月にかけ、赤い羽根募金（共同募金）につきましては町民皆様の深いお理解により、目標額へ達することが出来ました事を厚くお礼申し上げます。募金の使途については既にお承知のことと思いますが、福祉施設等に有意義に使用されます。

今後ともこの国民たすけあい運動にご協力下さいますようお願い致します。なお、この運動の趣旨に深くお理解頂き、直接ご協力下さいました婦人会の幹部民生委員の皆さまに本紙をかり厚くお礼申上げます。

募金総額は一一二、〇二〇円であります。

あけましておめでとうございます

名誉公民

宇都宮　節
政光儀七郎
辰島藤四郎
中村岩四郎
稲富　幹雄
宮本　政兼
市丸　勝重
持尾　繁次
大島　六郎
金山　玄暉
香月　豊

町議会議員

議長　植高　滝間
副議長　竹本あきら
議員　大井　政則
木下　正則
清水　義雄
森金　熊蔵
松本　雪雄
大島　陸雄
吉田鹿之助
藤元　俊治
中村　正
辰島　保
池長　幸吉
守田　保
檜垣　米蔵
米家　荒雄
吉田　広三

役場

町長　吉田桃太郎

新年のごあいさつ

金田町国民健康保険運営協議会　会長　大井政則

明けましてお目出度う御座います。

輝かしい一九六七年の新春を迎え被保険者、皆様と共に新年のお喜びを申上げます。国保の利用者も年毎に増加し、本町の被保険者は六八一世帯、二、四一六人その予算額も一二、四九三千円であり、益々隆昌をきわめております。

このお正月を国保を背に病院で迎えられた方、或いは治療の最中に新年を迎えられた方もおられることと思います。一日も早く全快を祈ってやみません。

国保制度があればこそ有事に備えて憂いのない生活が送れることは何よりも心強く嬉しい事であります。皆さん方お承知のように国保は病気や、ケガでお医者さんにかかった場合、医療費の七割或は五割を負担してくれる仕組になっております。

その運営資金として皆さん方に保険税を納めていただき、国の負担と合せて運営しているわけであります。ところがこの資金には限りがありますので、医療費がちょっとふえるとすぐ赤字になってしまいます。

医療費がふえますとそれに応じて保険税を上げるのがたてまえになっております。

そこで皆さん方にお願いしたいのは、病気を早く見つけ早く治すようにして、少しでも医療費のムダづかいをやめてほしいのです。

日本人は世界でも無類の薬好きな民族といわれております。薬さえあれば何でもかんでも解決できると思いこむ非科学的な態度、こういう考え方が医療費のムダをよぶわけです。

薬や注射だけを有難がることはやめましょう。

ほれて通えば千里も一里と言う言葉があります。まことにほれるという心理的効果は絶大なものがあります。これは単に男女の間だけでなく気を病む病気においてはなおさらのことです。一度お医者さんをきめたからには、その人を信用し通うくらいでなくては、医師と患者の良い人間関係とそれによる医療の効果は上がりません。患者の心理、もわかりますが、次から次へと思いつきでお医者さんをあさって歩くというようなことだけはやめたいものです。かかりつけのお医者さんに何時でも相談のできる雰囲気を平常から作っておきましょう。そうして本年も快適な健康なそして幸せな一年を送るよう、年頭に当りお願いし、かくあり度いことを祈ります。

安全歩行のために（2）

中央公民館

踏切の横断

11　踏切の手前では、かならず立ち止まって、列車がこないかどうかを確かめましょう。一方からの列車が通過しても、すぐ反対方向からの列車が近づいてくることがありますから、十分注意をしましょう。

12　警報器が鳴っているときや、遮断機が閉じはじめてからは、踏切にはいってはいけません。半遮断式（腕木が半分）の遮断機の間をぬって渡ることもいけません。

身体の不自由な人は

13　目の見えない人、耳がきこえない人、足の不自由な人などは、白いつえを持って歩きましょう。

子供などに対しては

14　幼児を連れて歩道のない道路を歩くときは、右手で幼児の手を引いて歩きましょう。

15　交通のひんぱんな道路や、踏切の付近では、子供を遊ばせたり、幼児をひとり歩きさせないように。とくに道路上のキャッチボールやローラースケートなどは危険です。たとえよその子供でも、あぶない場所で遊んでいるときは注意してやめましょう。

16　子供、老人、身体の不自由な人などが道路や踏切を渡ろうとしているときは、安全なように手をかしたり、合図をしたりしてあげましょう。

道路でしてはいけないこと

17　信号機の近くに信号と似た色のネオンサインを設けたり。道路標識の近くに広告看板を設けたりしてはいけません。信号機、路標識、道路標示などの安全施設を大切にしましょう

18　道路上に商品などを陳列したり、ごみ箱、材木などを放置したりしてはいけません。道路の不正使用は、交通をさまたげるばかりでなく、事故の原因ともなります。

19　つぎのようなことはやめましょう。

(ア)酒に酔って、道路上をふらつくこと。

(イ)道路上に立ち止まったり、すわったり、ねそべったりすること。

(ウ)交通のひんぱんな道路でキャッチボールやローラースケートをすること。

(エ)道路に向けて物を投げたり、発射したりすること

(オ)進行中の車に外からつかまること。

電車・バス・タクシーなどに乗るときは

20　電車、バスなどにとび乗ったり、とび降りたりしてはいけません。

21　走っている車の中から、タバコの吸いがら、紙くず、あきかん、あきびんなどを投げすてはいけません。

22　車から降りるときには、左側から。やむをえず右側から降りるときは、後の車に注意してドアをあけましょう。車から降りて、その車のすぐ前やすぐ後から横断してはいけません。

車を運転する人に対しては

23　これから運転する人に酒をすすめたり、無免許の人に運転を頼んだり、運転する人に先を急がせてむやみに速度を出させるようなことなど、運転者が違反になるようなことをしてはいけません。

助役　村上　渡
収入役　貞国　晋
総務課　藤川　義臣
籠原　雄次
春永　正義
早川　正春
幸野香代子
岩本　益見
吉田　康男
若林　末松
武末　妙子
生野　伸子
西山　淳子
花石　正人
林　末子
石井　康文
住民課　犬丸　文雄
大森　敏
田中　純生
吉田　利秋
藤村勢津子
和田　正気
和田フサエ
勝野　政博
東　明生
木戸　義幸
市岡　弘子
田村　幸子
産業建設課　植高　芳己
政光　清
玉井　勝信
林　淳一
辻　智子
柳沢　昌良
北川　清水
桑野　恵吉
税務課　鶴田　繁
田村　関松
植高　茂樹
寺内　貞美
辰島　一明
吉田　民春
吉田　信子
企画水道課　大熊　康郷
荒川　義輝
小西　泰右
犬丸　瑞穂
高橋　峯男
香月　健次
河井比佐子
中村富美子
富岡　正
教育委員会　宇都宮英一
委員長　友清　隆雄
植高　大證
桑野　勝正
島津　幸平
教育委員会事務局　島津　幸平
教育長　稲田　初博
田中　敏子
充指導主事　香月　利国
中央公民館　原田　豊茂
館長　阿部　重宏
田中　靖紀
嘱託　中村　功
公民館運営審議会委員会　宇都宮　節
加治　馨
秋吉　豊
原　久夫
伊藤　環
高橋　峯男
地区公民館長　福田　繁文
辰島　生
山内　巌
荒木　政男
木下　亀市
花本　惟勝

お母さんの死は…

成人おめでとう

国民年金の加入届をお忘れなく

社会係

天下はれて一人前になるのが二十才、政治に参加する選挙権もできれば、民法で成人のあつかいもされるのです。

昔は二十才から徴兵検査を受けていましたが、福祉国家を目指す現代日本では、国民年金に加入する権利と義務が生れます。

国民年金はわが国の社会保障制度の一つで、老令年金、障害年金、母子、準母子、遺児年金などがあり、生活の不安を防止する目的として国が行なっている制度です。

すでに会社や官庁につとめて厚生年金や共済年金の年金がある人は、その年金で将来が保障されていますが、このような人以外の農業、林業、漁業、商業などの転業に従事している人達は、二十才になったら必ず国民年金に加入して、日本人である限り、一人残らず将来何かの年金を受けることになります。

途中で会社や官庁に勤めるようになって他の年金にかわってもじゆずつなぎ方式で通算しますから、全く損にはなりません。

国民年金が昭和三十六年四月に発足して以来、当然加入していなければならない人で、加入していないがあります。このような人達は、将来何んの年金もうけられない気の毒な人としてとり残されることになります。

受給資格が到来して気がついてもどうにもなりません。国民年金を受ける老令年金必要な期間が定められ年令に応じてその期間短縮されていますが、昭和六年四月一日以前に生れた人は、今すぐに加入しないと国民年金を受けるために必要な最少限度の期間を満たすことができなくなり、永久に年金が受けられなくなりますので必ず加入の手続きをして下さい。

教育後援会への御寄付

市丸　治殿
御令閨様御料
返礼として
小、中学校へ
教育後援会

消防出初式

（下田川四ケ町―金田、糸田、方城、赤池）

○日時　一月八日（日曜日）
午前九時三十分開始

○場所　金田小学校々庭
（雨天の場合は同校講堂）

議会だより

昭和四十二年度第五回定例町議会が、十二月十六日午前九時から金田町議会議事堂に招集され、次の諸議案（七件）が慎重審議の末、当局案通り可決されました。

○田川市ほか七カ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約について（原案可決）

○金田町税条例の一部改正条例について（原案可決）

○金田町固定資産評価審査委員会委員の選任について

金田町七区
竹宗　進氏が選任された

○昭和四十年度金田町歳入歳出決算認定について（原案認定）

※一般会計歳入歳出決算

歳入総額
一七八九五七〇六四円
歳出総額
一六一八二七九五二円
歳入歳出差引額
一七一二一二二円

※有線放送歳入歳出決算

歳入総額
四〇三九四八七円
歳出総額
三五二〇二四三円
歳入歳出差引額
五二九二四四円

※国民健康保険歳入歳出決算

歳入総額
一一八一〇七五七円
歳出総額
一一一九一四八六円
歳入歳出差引額
六一九二七一円

※上水道歳入歳出決算

八四七九〇九一〇円
歳出総額
四九四九六三七二円
歳入歳出差引額
三五二六四五三八円
内繰越明許費繰越額
三五一九六三二九円

※灌漑排水歳入歳出決算

歳入総額
八六四五四三円
歳出総額
八六四五四三円
歳入歳出差引　なし

○昭和四十一年度金田町一般会計補正予算「第三号」（原案可決）

今回補正額四五一六千円
累計額一六九八八千円

○昭和四十一年度有線放送電話特別会計補正予算「二号」（原案可決）

今回補正額　一七七千円
累計額　三三九〇千円

○昭和四十一年度水道特別会計補正予算「第三号」（原案可決）

今回補正額　一三七八千円
累計額　三一二〇八千円
以　上

学生寮入寮生の募集

住民課

財団法人福岡県購和記念奨学会「英彦寮」（男子）筑紫寮（女子）の入寮生を募集しております。希望のむきは申込み下さい。

一、申込み場所は県庁内、財団法人福岡県講和記念奨学会事務局（その他提出書類添付書等については役場福祉係でお尋ね下さい。

二、資　格
東京都又は近郊の大学に新たに入学する学生で、保護者が県内に現住所一カ年以上を有する者

(1)英彦寮
東京都目黒区目黒本町一丁目一五番の一三

(2)筑紫寮
東京都中野区仲町一二の二

四、経　費
入寮金　五、〇〇〇円
（入寮時一時払）
使用料　一、〇〇〇円
（毎月払）
寮　費　二、〇〇〇円
（毎月払）
賄　費　約三、九〇〇円
（一日二食毎月払）
計　約六、九〇〇円

五、申込期日
二月一日から三月十日迄

六、寮の所在地

(1)英彦寮
東京都目黒区目黒本町一丁目一五番の一三

(2)筑紫寮
東京都中野区仲町一二の二

金田町人の動き

世帯数	2,202		
人口	9,945		
男	4,749		
女	4,996		
転入	28	転出	56
出生	3	死亡	6

年頭の所感

民生委員総務　金山　玄暉

一年の月日のたつのは早いものでまた新年を迎えることになりました。かえりみれば私が民生委員児童委員として昭和十四年方面委員に就任してより引続きつとめて二十七年になります。

私がこの福祉行政に従事するのは国家社会より受けた恩恵に対し報恩に外ならぬのであります。凡人間総て一日暮すについて数々恩恵を蒙って居ります。一枚の衣料、一粒の米総べてが天地の恵み社会の恩によりて受けられます。何程金があっても天地の恵と造る人がなければ一枚の着物も得られません。また生活保護法等の立派な法律もこれを実行する国家力があってその権利は主張されます。要するにわれわれは、お互に恩を施しあうて今日一日の生活が営まれます。

然らば是れに対する報恩の行も亦当然の義務であります。世の中の一部には其権利のみを主張して義務を忘れて居る人があります。昔から恩を知らぬ者は畜生に劣るといわれて居ります。

私は身に受ける数々の恩恵に報ゆるために民生委員、保護司等、福祉行政のいちよくを荷っているのであります。

しかし、この事業は長くつとめるほど益々その困難を感じます。生活保護法の如き結構なる法律も中にはその盲点を求めて、遂に罪を犯す人も出来ています。幸に本町内にはそんな不心得な者はいないようですが、他町村においては出ているようです。

年頭に当りせめて、この一年間、法を中心に何等の事故がないよう、お互に自覚し順調に本町の福祉行政が完遂出来ますことを祈念してやみません。

小学校保健の一端

校医　宇都宮節

二学期末即ち本年来の小学校児童検診の結果、学校病トラホーム、消化器、寄生虫が左記の表のように効結果を見るに至りました事は児童の保健上誠に喜びに堪えぬ次第で、斯くなりましたのは、学校の保健指導と処置に撓ぬ努力に依ると思いますが亦、家庭の皆様が保健衛生に対し多大の理解と関心を持たれた結果による御協力の賜と信じ感謝する次第であります。尚此の上学校病の全滅に向って全力を注ぎたいと思いますので何とぞ御協力の程をお願い致します。

検査児童　八九三名
蛔虫　二一名　二・四五%
十二指腸虫　一名　〇・一一%
鞭虫　二〇名　二・二三%
他に全校児童
トラホーム全校
二十名　二・一三%

国民年金法の改正

社会係

国民年金法の一部改正については回覧で通知した処でありますが、更に認識を深めて頂きたいと思います。昨年六月の一部改正により次のように本年一月一日より実施されます。

一、年金額が引上げられます。

(1)老令年金
保険料を納めた期間が二十五年の場合……月五、〇〇〇円
保険料金を納めた期間が四十年の場合……月八、〇〇〇円

(2)障害年金……
月五、〇〇〇円（一般加算月一、〇〇〇円）

(3)母子年金
子一人の場合……月四、六〇〇円
（二人の場合……六〇〇円加算）

二、支給要件が緩和されました

障害年金は、従来初診日において支給対象となる廃疾の状態の場合に限り支給されていたが、改正により医師の初診日において支給対象となる廃疾の状態でなくとも、その日以後において傷病が悪化し、廃疾の状態が支給対象となる程度に該当する場合は請求のあった日の翌月から支給される。

障害年金の支給対象となる障害の程度については直接役場の福祉係にお尋ね下さい。

三、年金額の引上げに伴い保険料が次のとおり引き上げられます。

区分	現行	改正後
四十二年一月～四十三年十二月まで	一〇〇	二五〇
四十六年四月～三四才まで	一〇〇	二五〇
三十五才以上	一五〇	三〇〇

四、現在支給されている福祉年金が引上げられます。

(1)老令福祉年金……
一八、〇〇〇円（月額一、五〇〇円）

(2)障害福祉年金……
二六、四〇〇円（月額二、二〇〇円）

(3)母子、進母子福祉年金
二〇、四〇〇円（月額一、七〇〇円）
（子二人目から一人につき月額四〇〇円が加算します）

陸、海、空、自衛官募集

〇年令　18才以上～25才未満
〇初任給　12,800円
他に諸手当支給
〇被服、食事、無料支給△毎年入隊で常時受付△くわしいことは総務課

水道のちしき

企画水道課　(6)

配水管

浄水場で清潔にし、配水場で水量と水圧を調節された水は、配水管を通って家庭にくばられます。配水管は非常に長く、たとえば東京都二十三区では、直径五センチ以上の配水管だけで、七、三四五キロメートルもあり、これは、ジェット機で東京からホンコン、バンコックをへてジャカルタにゆく距離とほぼ同じです。高台も下町も同じ状態で水がでるようにするためには、この長い配管網をいろいろ工夫しなければなりません。また、配水管は、ふるくなったり、はれつしたり、そうじしますので、[illegible]んし、うまくゆかない[illegible]は容易な仕事ではありません。

金田町の水道は、上水道●水道のうち、給水人口（神崎福吉太陽地区）一〇一人以上五、〇〇〇人までの水道をいいます。「簡易」という名前がついているのは規模が小さいためです。上水道とまったく同じ手が加えられ、同じ水質の水が供給されます。

簡易水道　給水人口（大字金田）五、〇〇一人以上の水道をいいます。

国民健康保険　運営委員会

大井　政剛　吉田　繁雄
吉田　広三　永尾　富雄
清水　義雄　宇都宮英一
金子　長雄　大門　清美
森　隣枝

民生委員会

委員長　金山　玄暉
副〃　三村光三郎
福田綱五郎　早瀬　円雄
坂田　敏樹　若林　為吉
平元　勝　若林与四郎
荒牧　初栄　世並　虎治

選挙管理委員会

委員長　金山　玄性
蔵数　直樹　福田　繁文
一木　昌弘　相原　明治
森野　吉男　中村喜代治
若林　秋吉　船津　重夫
大島　陸雄　中川　源治
干手　大蔵　森金　熊蔵
森　数馬　吉田鹿之助
辰島　保　植田　利雄
茂田　運平

消防委員

木下　正則
香月　豊

監査委員